

ケアプランセンターふじいろ

利用契約書及び重要事項説明書

当事業所は、契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明し、契約を締結します。

◇◇居宅介護支援とは◇◇

契約者が居宅において介護サービスやその他の保健・医療・福祉サービスを適正に利用できるように当事業所の介護支援専門員は公正中立な立場から次のサービスを実施します。

○契約者の心身の状況や契約者とその家族等のご希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるように、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 福寿会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市藤戸町藤戸 1580
- (3) 電話番号 086-428-8523
- (4) 代表者 理事長 秋山 正史
- (5) 設立年月日 平成元年9月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要支援・要介護者に適切な居宅サービス計画等の作成、サービス提供事業者等の連絡調整
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンターふじいろ
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市茶屋町2091番地5
- (5) 電話番号 086-454-5617
- (6) 事業所管理者 大塚 千秋
- (7) 当事業所の運営方針

要介護状態に有るご利用者の居宅において、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう心身の状況、置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスを総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

- (8) 開設年月日 令和4年7月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- [1] 通常実施地域 倉敷市内
- [2] 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金曜日
休日	土・日曜日・年末年始（12月29日～1月3日）
サービス提供時間帯	午前9時～午後5時
提供時間外について	24時間、転送電話にて連絡が取れる体制で対応

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定居宅支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤
管 理 者	1 人
介護支援専門員	3 人

5. 契約の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

6. 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に更新されるものとし、以後も同様とします。

7. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所では居宅介護支援として次のサービスを提供します。

[1] 居宅サービス計画の作成

契約者の居宅を訪問して、契約者の心身の状況、おかれている環境を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

◇◇居宅サービス計画の作成の流れ◇◇

① 事業者は担当の介護支援専門員を決定、自宅を訪問し説明、契約等を行います。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたり、契約者及び家族等に対して当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報提供を行い、契約者が介護サービスを選択できるよう支援します。



③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の希望やその置かれた状況等を聞き取り、アセスメントを行い、契約者に提供するサービスの目標、その達成時期、サービス内容、留意点等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。



④ 介護支援専門員は、契約者又は家族、サービス事業担当者等が参加するサービス担当者会議を開催します。居宅サービス計画原案について話し合い、契約者又は家族の同意を得た上で決定とし、介護サービスの利用が開始となります。



⑤ 介護サービスの利用開始後、介護支援専門員は少なくとも月1回の自宅訪問により、居宅サービス計画に基づいた介護サービス提供の有無、契約者の心身の状況変化など確認し、サービス事業者や医療機関との連携、情報提供、介護サービスの提案により、必要に応じて居宅サービス計画の変更など行います。

[2] 公正中立な支援

- ・契約者は意思に基づいたサービスを受けるため、居宅サービス計画作成にあたり担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事が出来ます。また、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも受ける事が出来ます。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。利用状況については前期（3～8月）後期（9～2月）の期間で集計し、契約時の直近の利用状況とさせていただきます。

[3] 居宅サービス計画作成後の継続的な支援

- ・特段の事情がない限り、少なくとも月1回以上、契約者の自宅を訪問しモニタリング等を行います。
- ・契約者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

[4] 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

[5] 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になった場合又は介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介等、その他の便宜の提供を行います。

[6] 医療機関に入院する場合のお願い

契約者が病院又は診療所に入院する場合には、居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院にあたり円滑な在宅生活への移行支援に繋げるため、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるようご協力をお願いします。日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをおすすめします。

<サービス利用料金>

[1] 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）、契約者の自己負担はありません。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は介護保険に基づくサービス利用料金の全額を事業所に、いったん支払うものとします。

[2] 契約者は、通常実施地域以外の地域の居宅への訪問等、居宅介護支援の提供を受ける場合も、交通費を事業者を支払う必要はありません。

[3] サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、契約者に説明のうえ、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

8. 事業所の記録作成、交付の義務

[1] 事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧、又はその複写物を交付するものとします。

[2] 事業者は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合又は契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

9. 秘密保持について

- [1] 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- [2] サービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

10. 身体拘束等の適正化と虐待防止について

- [1] 事業者、介護支援専門員又は従業員は、事業所が定める「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、居宅介護支援を提供するものとします。
- [2] 事業者、介護支援専門員又は従業員は、事業所が定める「虐待防止のための指針」に基づき、居宅介護支援を提供するものとします。
- [3] 「身体拘束等の適正化のための指針」「虐待防止のための指針」は事業所内に文書を備え付け、契約者及びその家族がいつでも閲覧できるものとします。

11. サービスの利用に関する留意事項

[1] サービスの提供を行う介護支援専門員

サービスの提供を行うため、事業所で担当の介護支援専門員を決定します。

[2] 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 契約者からの交代の申し出

事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。

12. 苦情の受付について

当事業所に対する苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

◎ 苦情受付窓口（担当者） 管理者 大塚 千秋

受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

苦情連絡先 電話 086-454-5617 FAX 086-454-5618

◎ 行政機関その他の苦情窓口（土、日、祝日を除く）

- | | |
|------------------------------|---|
| ・倉敷市役所介護保険課
(8:30~17:15) | 住所 倉敷市西中新田640番地
電話 086-426-3343 |
| ・岡山市役所介護保険課
(8:30~17:15) | 住所 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号
電話 086-803-1240 |
| ・早島町役場福祉課
(8:30~17:15) | 住所 岡山県都窪郡早島町大字前潟360-1
電話 086-482-2483 |
| ・国民健康保険団体連合会
(8:30~17:00) | 住所 岡山市北区桑田町17番地5号
電話 086-223-8876（介護保険課）
086-223-8811（介護サービス苦情処理） |

13. 事故発生時の対応

事業者の責任により契約者に生じた事故については、事業者は速やかに対応し、その事故により損害を与えた場合は賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者の故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌した上で事業所の損害賠償額を減じる場合があります。

14. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合は、契約は同じ条件で更新されます。契約期間中、下記のような事由があった場合は当事業所との契約は終了します。

- ① 要介護認定により自立（非該当）要支援1・2と判定された場合
- ② 介護老人福祉施設へ入所した場合
- ③ 事業所が解散・破産・やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所が介護保険指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から解約・契約解除の申し出があった場合
- ⑥ 契約者が死亡した場合

[1] 契約者からの解約、契約解除の申し出

契約の有効期間であっても契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する3日前までに申し出ください。ただし以下の場合には即時に解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者（介護支援専門員）が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者（介護支援専門員）が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所（介護支援専門員）が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合
- ⑤ 事業所（介護支援専門員）の著しい背信行為等により本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

[2] 事業者からの契約解除の申し出

- ① 契約者及びその家族等が契約期間中にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者及びその家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者、他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つける行為や契約を継続しがたいほどの背信行為等により契約者と事業者との信頼関係が回復困難であると認められるまで損なわれた場合

15. 協議事項

本契約及び重要事項説明書に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

附則 令和4年7月 1日から施行する
令和6年1月15日から施行する
令和6年4月 1日から施行する
令和6年7月 1日から施行する
令和7年3月 1日から施行する
令和7年4月 1日から施行する

この契約の証しとして本契約書及び重要事項説明書を2通作成し、契約者及び事業者が署名の上、それぞれその1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から契約書及び重要事項説明書につき事業所の職員（介護支援専門員 氏名）から説明を受け、内容を理解し、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 氏名

代理人 氏名

(続柄)

事業者 岡山県倉敷市藤戸町藤戸1580
医療法人 福寿会
理事長 秋山 正史 印

岡山県倉敷市茶屋町2091番地5
ケアプランセンターふじいろ
管理者 大塚 千秋 印